平成２３年（フ）第１２１号
東京都豊島区南池袋１－９－18―334、住民票上の住所大阪府大阪市西成区津守３丁目１－２－1102
破産者　田中　三共
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２号
東京都東久留米市学園町２丁目４－２－202
破産者　駒林　隆司
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３号
東京都東久留米市学園町２丁目４－２－202
破産者　駒林　貴子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３号
東京都練馬区田柄５丁目10－１－306
破産者　藤井　潤一
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９号
東京都国立市谷保3085－９
破産者　服部　直紀
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８６号
東京都杉並区下井草４丁目16―26　松栄ハイツ２
破産者　川島　眞男
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２７号
埼玉県戸田市本町１丁目22―21
破産者　三橋　由江（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０４号
名古屋市北区金城町３丁目28番地の１　ロイヤルマンション志賀公園301号
破産者　有限会社ＨＫＹプラン
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９号
香川県木田郡三木町大字氷上2783番地３　グランドハイツＩＢ―101、破産手続開始決定時の住所三重県南牟婁郡紀宝町桐原1626番地
破産者　古田　和康
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第８３９号
福岡市東区箱崎ふ頭４丁目12番35号
破産者　株式会社ショーゴ
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５５８号
福岡市西区今宿東３丁目37番18号
破産者　株式会社高武
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６７号
福岡市西区福重１丁目３番９号
破産者　有限会社アトリエ・マンサード
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６０６８号
東京都八王子市大和田町１丁目２－９―306、開始決定時の住所東京都八王子市南町６―15
破産者　米山　知子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６１６号
東京都港区港南２丁目11―３
破産者　松木　茂司
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７４５号
東京都八王子市子安町３丁目27番８号
破産者　東京流通産業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６７６号
東京都世田谷区駒沢２丁目56―７
破産者　坂西　修道
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２２８号
千葉県印旛郡栄町酒直台２丁目１－４
破産者　内藤千代子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２９２号
東京都台東区浅草橋４丁目20番５号
破産者　有限会社カームプラス
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４１０号
神奈川県鎌倉市寺分448―１－１―24
破産者　鴫原　　仁
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４８２号
東京都台東区雷門２丁目３番12号
破産者　株式会社ワークス
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５７０号
千葉県市原市西広６丁目13―25―７―201
破産者　篠田　健一
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６３５号
神奈川県川崎市川崎区中島３丁目19番９―301グレースナカジマ
破産者　株式会社オバラ
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部